



令和9年度 公立放課後児童クラブ 入所案内



◆配布期間：令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）※日曜・祝日除く

◇配布時間：10:00～12:00、13:00～18:00

◆受付期間：令和8年10月13日（火）～令和8年10月31日（土）※日曜・祝日除く

◇受付時間：10:00～11:30、13:00～17:30

◆受付場所（各児童センター）

大山児童センター（☎098-890-0015） 我如古児童センター（☎098-897-6767） 長田児童館（☎098-892-3330）

新城児童センター（☎098-892-8888） 大謝名児童センター（☎098-897-4117）

◆郵送の場合

【宛先】〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号 宜野湾市役所 こども政策課（公立放課後児童クラブ申込）

【注意事項】※令和8年10月31日（土）までの消印が有効になります。

※切手不足の場合は受付できません。また郵送事故に関する責任は一切負いかねます。予めご了承ください。

※申請内容に不備や不明な点があった場合には電話等で確認を行います。連絡がつかない場合は入所選考で不利に扱われたり、申込自体が無効になることがあります。



注意！

受付期間を過ぎると、令和9年4月1日入所対象になりません。
期間内に受付をしても放課後児童クラブの定員の関係により、
入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。



対象児童

宜野湾市内に居住し、小学校に就学している児童で保護者の就労、疾病等により、昼間家庭において適切な保護が受けられない児童

※一斉受付期間に限り、転入予定の方の申込も可能（令和9年3月12日までに宜野湾市への住民登録が完了している必要があります）



入所申込条件

令和9年4月1日時点で、保護者が次のいずれかの条件に該当すること。

1	就労（就労予定も含む）	フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など、基本的に全ての労働（1日の勤務時間が4時間以上かつ1週間の勤務日数が4日以上であること）
2	出産	出産予定日が令和9年2月4日から令和9年7月1日までの方（※児童クラブを利用できる期間については、入所誓約書をご確認ください。）
3	疾病・障がい	病気または障がいにより児童の育成ができない場合
4	看護・介護	病人または障がい者（児）である親族を看護・介護している場合
5	求職活動中	仕事を探している場合（※入所後3カ月以内に入所基準を満たす旨の書類の提出が必要です。提出がない場合、6月末で退所となります。）
6	就学	就学・技術習得のために学校や職業訓練校に通っている場合
7	その他	上記1～6以外で、保護者に係る事情により、児童の育成ができない場合

【注意事項】

1. 発達、発育に遅れが感じられる児童の申込をされる保護者は、配布・受付の際にご相談ください。
※入所前の面接が受けられない場合や、面接等の結果、集団活動のため職員の特別な支援が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや、入所ができない場合があります。
2. 職員による送迎は行っておりません。
3. 平日のお迎え及び学校休業日の送迎は原則として保護者での対応となります。

入所期間

期間は原則1年度以内とし、随時途中入所ができるものとします。

※途中入所に関しては、年度途中に退所者が出て、かつ再審査の上優先順位が1番の方から案内いたします。

また、長期休暇(春休み、夏休み、冬休み等)のみの途中入所は行っておりません。

申込みに必要な書類 ※書類に不足がある場合は受付できません。

1. 公立放課後児童クラブ入所申込書(児童1人につき1枚記入してください)
2. 必要書類確認リスト(保護者自身でチェックしてください)
3. 保護者(父・母・同居者)の『育成を必要とする事由』を証明する書類
(就労証明書、看護・介護申立書等)

受付の際、担当職員がチェックいたします。

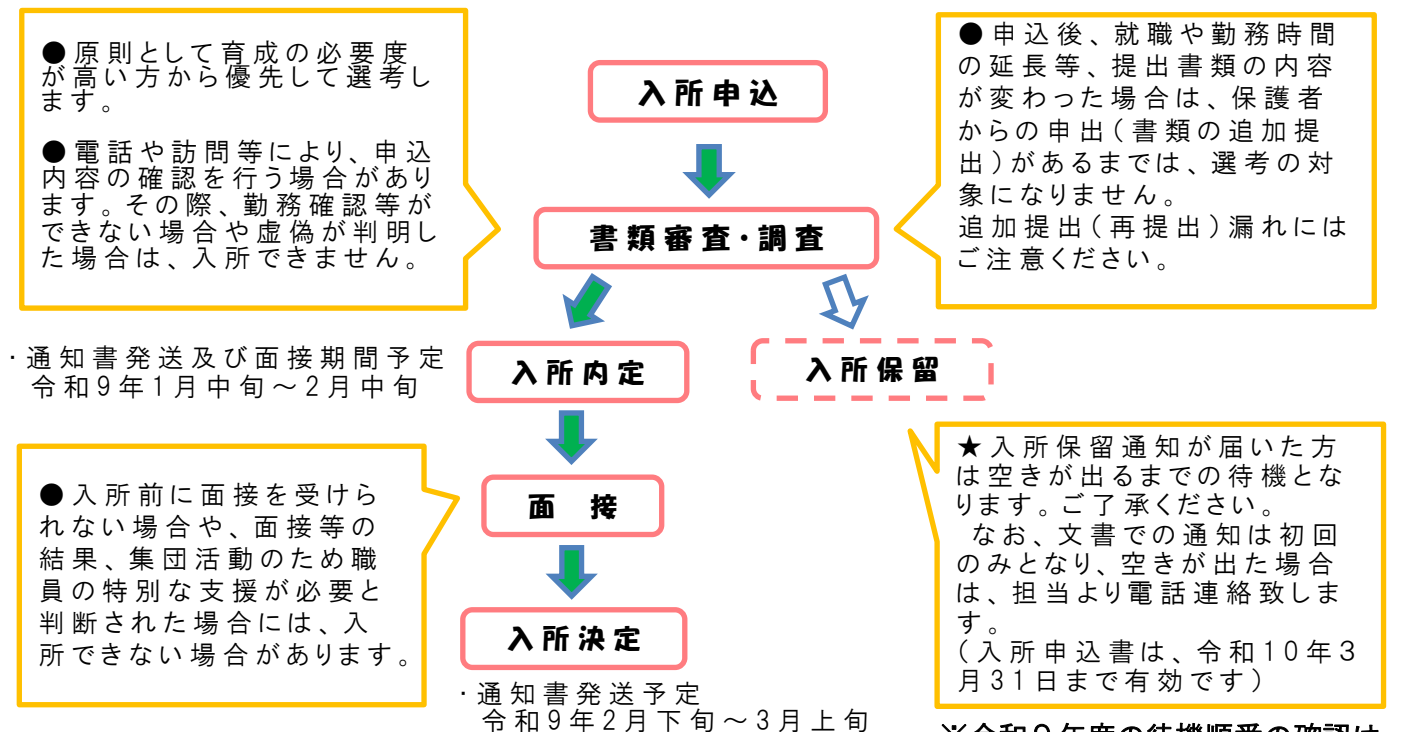
※同居者とは、同一住所内の方を指します。別世帯でも同一住所の方は『育成を必要とする事由』を証明する書類が必要となります。

4. 公立放課後児童クラブ入所誓約書
5. その他

【注意事項】

1. 入所申込に関わる全ての書類へ「消えるボールペン」での記入は行わないでください。
(黒ボールペン使用)訂正がある場合は二重線を引き、修正して下さい。
2. きょうだい同時に申込をする方について、申込書は申込児童1人につき1枚ずつ必要になりますが、育成を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等)については、コピーで対応可能です。
ただし、どちらか一方に必ず原本を添付して下さい。もう一方には事前にコピーした書類を添付して下さい。児童センター・児童館・こども政策課でコピーはいたしません。
(申込児童のきょうだい公立保育所・認可保育園等で申込みを行う場合、保育こども園課様式の「就労証明(申告)書」のコピーで対応可能です。コピー不可の様式もあるので、事前にご相談ください。)
3. 申込後に①世帯状況②勤務状況等が変わった場合は、再度書類を提出してください。
変更等の受付期間は **令和8年11月13日(金)** までとなります。
(変更等の受付期間後の提出は令和9年4月1日入所の対象になりませんのでご注意ください。)

入所までの流れ



※令和9年度の待機順番の確認は、令和9年4月1日以降となります。



お問い合わせ

宜野湾市 こども部 こども政策課 こども育成係

TEL:098-893-4463(直通)